

初診時機能強化加算の算定について

当院では、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保健医療機関（診療所）として地方厚生局に届出をし、「かかりつけ医機能」を有する診療所として機能強化加算（80点）を算定しており、以下のような取り組みを行っております。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談にお応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は以下で検索できます。

◆かながわ医療情報検索サービス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f532124/index.html>

令和4年6月21日

真鶴町国民健康保険診療所